

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の経緯

【規制措置が完全撤廃された国】 【最近の輸入規制緩和の例(平成28年以降)】

撤廃された年月	国名
平成23年 6月	カナダ
〃	ミャンマー
7月	セルビア
9月	チリ
平成24年 1月	メキシコ
4月	ペルー
6月	ギニア
7月	ニュージーランド
8月	コロンビア
平成25年 3月	マレーシア
4月	エクアドル
9月	ベトナム
平成26年 1月	イラク
〃	オーストラリア
平成27年 5月	タイ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年 2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
平成29年 4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年 2月	トルコ

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年 1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	・ 輸入停止（福島県等）→ 一部の品目が順次解除
3月	エジプト	・ 検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物）
6月	ブルネイ	・ 輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品）→検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）
6、9月	仏領ポリネシア	・ 検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）（9月）
7月	カタール	・ 検査報告書（47都道府県）→ 輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	・ 輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	・ 輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→ 解除（野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
12月	U A E	・ 検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→ 5県のみ）
平成29年 3月	レバノン	・ 全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	・ 青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・ 福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・ 輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
12月	E U※	・ 検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成30年 1月	トルコ	・ 輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
3月	米国	・ 輸入停止（栃木県産のクリ）→解除
〃	ロシア	・ 輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除
5月	U A E	・ 検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付不要
6月	米国	・ 輸入停止（福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ）→解除

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施